

平成 19 年度第 3 回松阪市入札等監視委員会議事録

1. 日時 平成 19 年 10 月 30 日（火） 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 45 分

2. 場所 松阪市役所 5 階特別会議室

3. 出席者

委員	委員長	楠井 嘉行
	副委員長	村田 裕
	委員	坂本 聡子（今回抽出委員）
		吉川 和男
		吉田 弘一

事務局 山口契約監理担当理事、松尾契約担当参事、磯田契約監理課長、
佐藤検査・契約担当主幹、刀根契約係長

4. 議事

議題 1 入札及び契約手続の運用状況【資料 1】及び指名停止措置執行状況【資料 2】の報告
について

事務局から平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間の入札及び契約手続の運用状況及び指名
停止措置状況等について報告を行う。

- ・ 総入札件数 157 件、平均落札率は 83.53%であり、全体的には競争性も確保できて
いる。が、案件別では、水道本管工事（地域指定型 / 本庁管内型）で入札参加者数
が激減している傾向にある。
- ・ 指名停止処分は、48 社、59 件に対し実施した。その大半は防衛施設庁発注の談合
事件によるものである。（準市内業者の佐伯建設工業が 2 年間の停止処分となった。）
- ・ 本市関連では、辻村工芸松阪支店を工事成績不良（竣工検査で認定）により 2 ヶ月
間の指名停止処分とした。

議題 2 抽出事案の審議について（坂本委員抽出）【資料 1】

【松阪第 3 処理分区松阪 3-6 号污水幹線管渠測量調査設計業務委託(その 2)】

外 5 地質調査業務委託

委員：これら 6 件の平均落札率は 80.44%（最高は 90.92%）であり、通常の委託落札率
（67%前後）と比べても競争性があるとはいえない。原因はあるか。

地質調査業務委託は、市内及び準市内業者の地域要件設定で実施しているが、絶対数をご覧
のように 7~8 社しかない。特に地質調査専門業者は 2 社しかなく以外はコンサルタント業
者である。また、そのため同日落札制限や手持ち件数制限により、無理に受注希望しない業
者も見受けられる。（くじ算出率によっては、高値業者が落札してしまう。）

委員：参加者数が少ない(2~7社)ことが競争性を低くさせる要因には違いない。入札フォーラムでの事例発表にもあったが、(東京都多摩地域の)広域連合的な発注体制の整備も検討していく必要があるのではないかと。現時点での対策は、課題の一つとして、検討を続けてはいる。具体的なものにはなっていない。

【松阪競輪場走路ウォークトップ塗布工事】

委員：当該案件は審査会型の入札条件となっているが、参加者が3社、落札率が95.98%である。どのような条件設定で執行されたものか。

当該工事は競輪バンクの補修舗装工事としての特殊性を考慮し、同種実績要件を付し全国規模で発注したものである。(入札及び契約審査会で条件設定)

委員：入札参加者は、常に限定されているのではないかと。

当該工事は毎年行うものでないが、同種実績要件(競輪場走路改修)を付す以上は全国規模での発注としても限定的な参加業者になる。従って、通常の予定価格方式ではなく契約希望価格方式で実施している。

委員：「形式的な入札」との疑念をもたれる結果が続くのであれば、価格交渉による随意契約も選択肢の一つではないかと。何が市益になるかで判断すべきである。

【林道地の添福本線開設工事】

外6地域指定型(飯南)入札案件

委員：今回計7件の工事を地域指定型入札(飯南管内)として執行しているが、平均落札率91.68%(最高97.7%)、平均入札参加者5社であり、他の地域指定型入札と比べても競争性が発揮されているとはいえない。何か原因があるのか。

飯南管内全体の登録業者数は相当数あるが、傾向として他町への参加希望が極端に少ないのが実状である。(例えば施工場所が飯南町の場合、飯高町業者の参加が少ない。)

委員：合併特例としての地域指定型入札は、今年度で切れることになっているが延伸はあるのか。また、別の方式も検討しているのか。

地域精通度をはじめ地域指定型入札におけるメリットは、理解されるものと思う。ただ、そのメリットは入札に付する以上、競争性の確保を前提に成立させるものであるのは当然と考える。

委員：公共工事量が激減する中で、競争性が発揮されないのは不思議である。参加(受注)希望者が少ないのか、参加条件が厳しいのか再検証するとともに現行の地域指定型については、市民(納税者)の観点からも再考する必要があると考えるが。

地域指定型入札のあり方については、3地域それぞれの実状も違い、一律したものにはならないこともある。今年度末までの重要課題として位置付けていく。

委員：災害緊急時には地域に精通した業者の協力は、非常に大切になる。共存共栄ではないが段階的な市内業者統一の実現を図っていくべきではある。

【下水道事業(松阪 1-3 号汚水幹線管渠)に伴う配水管布設替工事】

外 9 地域指定型(本庁)入札案件

委員：「下水道事業(松阪 1-3 号汚水幹線管渠)に伴う配水管布設替工事」の落札率が 99.91%、参加者数 2 社である。またその他の工事については、落札率は 85%台であるものの、1 社入札もあれば、大半の参加者が 5 社未満である。こうした状況では、永く競争性を維持することはできない。

参加者が激減するのは、夏頃から顕著になる。推測する原因としては、水道本管工事は専門工事である上、工期が長いこと 資材材料に係る割合が高いこと 下水道工事との兼ね合いにより手待ち期間が長いこと 下請業者が限定的なため施工体制が組めないこと等が考えられる。

委員：先の入札改革フォーラムでも話題になっていたが繰越制度の活用(15 ヶ月予算)も考えてはどうか。4 月～6 月の発注平準化にもなりいい制度でないか。導入する考えは無いのか。

検討中ではあるが、国庫補助対象工事等についての適用が難しく、一律には活用できないと思う。当面、発注段階での工夫により手待ち状況を回避することを考えていきたい。

議題 3 「1 社入札における対応」について【資料 3】

10 月開札の東部簡易水道事業関連の電気工事及び機械設備工事の 2 案件で続けての 1 社入札となった。

『東部簡易水道事業伊予原谷浄水場電気計装工事』

『東部簡易水道事業伊予原谷浄水場機械設備工事』

1 社入札については、昨今、発注者側の恣意的な条件設定(過大な実績要件等)により「実質的な随意契約」との批判が高まっている問題である。

委員 2 案件の参加要件としてほぼ同種実績並みの実績要件を設定しながら、経審評点の点数要件も設けている。競争性が確保される場合は別としても、同種実績を絶対要件とするならば、他要件は最低限度に設定すればよいのでないか。(あえて要件を多用する説明が難しい。)

委員 「形式的な入札」を繰り返すことより、説明責任(契約理由)を果たす上で、「特命随意契約」とすることが市益になることもある。

議題 4 入札改革フォーラム 2007 に参加しての意見等【資料 4】

一律の積算基準に基づく予定価格は、市場価格を反映しているとは言いがたく、落札率が 95%を超える入札はもちろん、90%台の入札については明らかに問題があると認識すべきである。競争性が発揮するよう発注方法を検証すべきである。

市場価格を考慮した場合、最低制限価格の 85%は高すぎるのではないか。他の自治体レベル（65~70%台）にすべきでないか。品質確保は、検査体制の充実と一体となって解決できるものである。

検査体制の充実は、発注者として大切な義務となる。専任の検査員が 3 名ではあまりにも少なすぎる。竣工検査だけでなく、施工途中の抜打ち検査が常時可能な体制作りが必要である。

繁忙期のみ併任検査員（25 名）を命じるのではなく、人材育成の観点からも検査員としての実践研修をはじめスペシャリスト養成を図らなければならない。（業者にはっきりものの言える知識・技能をもつことが検査員として最低限の要件である。）

検査員として外部者の活用や退職者の活用（再任用）を考えるべきである。特に視点が違う民間人の活用を考えてみては。

議題 5 松阪市総合評価落札方式(工事成績等簡易型)の試行実施について【資料 5】

- ・ 総合評価落札方式の試行要領を 11 月 1 日付けで施行した。
- ・ 工事規模や技術的な工夫の余地等を考慮して、工事实績、工事成績等で評価する「特別簡易型」で試行する。

委員：今後の入札方式として総合評価方式を一般化していくことになるのか。

現行の条件付き一般競争入札に総合評価を上乗せするイメージで独自方式を試行していくが、本市の工事レベルからも、一般化する必要は無いと考える。

委員：対象工事は、どのような工事になるのか。

金額や業種によっての一律的な対象基準は当面設けない。本来は専門性のある工事を対象とすべきではあるが、入札参加者数や設計金額等の規模を考慮しながら選択していく。

委員：現行の入札結果からシュミレーションすると、必須項目である「工事成績」に係る比重が大変大きくなると思われる。主観項目として他のものも考えていく必要があるのではないか。

本市では、総合評価方式の趣旨を踏まえる上でも、極力恣意性の発揮されない方式を目指していきたいと考えている。（説明責任が明確に果たせるようにしたい。）あまり複雑化する評価項目は取り入れるべきでないと考える。

委員：当面は、設計規模の低いもので試行していくべきでないか。逆転落札の可能性を考えたとき、大規模な工事ではリスクが高い。

試行工事の選択は、今後検討していきたい。

議題 6 次回開催日程及び抽出委員の選定

次回開催日を『平成 20 年 1 月 15 日（火）13：30～』とする。

次回抽出委員を『吉川委員』とする。